

令和3年度「くらしの総合相談所」について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、一般相談と法律相談を分けて実施します。ご不便をお掛けしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

【1】一般相談（人権・一般・行政・福祉・教育・生活全般の困りごとなど）
電話で随時受け付けます。

【2】法律相談（弁護士対応）

下記の日程で実施します。

「完全予約制」になります。事前に予約をお願いします。

※ 相談当日は新型コロナウイルス感染予防対策を充分に行います。

6月10日	第2木曜日 時 間：10時～15時 場 所：筒賀福祉センター (安芸太田町大字中筒賀 2802-5)
7月8日	
9月9日	
10月14日	
12月9日	

【一般相談及び法律相談の事前予約先】

安芸太田町社会福祉協議会

電 話：0826-32-2226

受付時間：平日 9時～17時